

論文

企業情報の拡大と 信頼性のあり方について

中村 義人

キーワード

企業情報
非財務情報
保証業務
総合報告
リスク情報

目次

1. はじめに
2. 企業情報開示の背景の変化
3. 非財務情報の意義
4. 企業情報の統合報告化の動き
5. 非財務情報の信頼性について
6. おわりに

1. はじめに

最近の経営はますます流動化、グローバル化してきており、企業が発信する情報も急激に多様化・複雑化している。また、企業の多様なステークホルダーが経営に多くの関心を寄せるようになってきており、経営者の責任として企業価値の増大などの与えられた職責を果たすだけでなく、自らの活動のプロセスや結果に関する報告を果たすことが求められている。このような経営者のアカウンタビリティ（Accountability）を具体的にどのような形で果たすかが重要な課題となってきた。企業がその持続性・健全性を維持するために、また企業の社会的責任を果たすうえで、この報告は、株主などの関係者だけではなく広範な利害関係者（ステークホルダー）に対しても要求されるようになった。さらに、このアカウンタビリティそのものにある程度の信頼性（Credibility）を付与することが望まれる。そのために、保証業務は伝統的監査の他に内部統制報告書、環境報告書、CSR 報告書などの保証対象の拡大が図られてきた。

現在、企業の発信する情報が単に財務情報だけではなく、企業経営に係わるガバナンスやリスク、さらには環境、社会貢献などの財務情報外へと広がってきている。いわゆる財務情報外の情報を「非財務情報」と呼び、その必要性、重要性が議論され、企業にとってこれらの情報をどのように取り扱うか、またこれら情報の信頼性をどのように確保するかが重大な経営課題となってきている。しかし「非財務情報」という言葉は具体的にその内容を表していない。財務情報以外の情報ということのみで、その内容、範囲、基準等不明確のまま一人歩きしてきている。このことは、あたかも貸借対照表の範囲区分において、かつては「資本の部」として株主の持分としての価値を意味していた部分が、現在は非資本項目の追加により「純資産の部」として資産と負債の差額概念としてしか捉えられなくなったように、積極的な意味づけがなされていない。また、内部統制報告書の監査については、企業経営の結果としての財務諸表に対してだけではなく、その生成過程である業務プロセスについても外部監査人の目を通さなければならなくなった。また、内部統制そのものはかつての会計制度を対象とする狭い範囲から経営全般に関わる広範な内容を対象とするようになり、内部統制の目的は、これまでの財務報告の信頼性だけではなく、業務の有効性及び効率性があげられている。このことは、監査人は財務情報だけではなく、経営プロセスそのものに深く係わらざるを得なくなったことを意味している。

さらに、監査機能の拡大も図られている。例えば、その機能は被監査会社との関係で従来からの批判的機能、指導的機能があり、その他に、ステークホルダーとの関係で情報機能が加わってきた。これは、会計の機能が資本提供者に対する受託責任会計の他にステークホルダーに対する情報提供機能が強化されてきたように、監査も伝統的な機能の他に情報機能の充実が要請されるようになった。その典型が、事業の継続性に関する意見であり、企業が今後の事業存続に関して疑わしい事項がある場合、その旨を意見として表明しなければならなくなった。言葉を変えれば、財務諸表に反映されていない情報或はこれから反映が予想される情報についても監査人の判断の対象となったのである。投資家等にとって、企業が将来にわたって事業活動を継続するかどうかは、重要な情報であり、バブル経

済崩壊後、企業破綻の事例が相次ぎ、監査人に対する強い期待に応じて制度化したものである。このことは、監査人が事業計画などの経営の判断に立ち入り、監査人の守備範囲はもはや財務情報だけではなく、経営のあり方にも及ぶことになった。

現在、企業は多くの情報を作成・公表しているが、その中には当然財務情報以外のものも多種あり、これらの情報と監査との関係については整理されておらず、また企業内部においても統一した部署によって企業情報が公表されているわけではなく、各部署がそれぞれ作成・公表しているのが普通であろう。ある電気メーカーが公表している企業情報は、次のように多彩なものとなっている。アニュアルレポート、有価証券報告書、株主総会招集通知書、米国 SEC 提出書、決算短信、四半期報告書、決算説明会資料、内部統制報告書、コーポレート・ガバナンス報告書、ファクトブック、CSR レポート、知財報告書など、この他にも会社案内・PR 情報など多くの企業情報を公表しているものと思う。このように複雑・多様化した企業情報に対する管理体制として、全社的な情報開示方針（例えば、ステークホルダー対して、企業情報を適時・公平・正確かつ継続的に発信することを基本方針とする、など）を取り決めたり、情報担当役員（CIO：Chief Information Officer）の元に統合情報管理体制を採用する企業はまだ少ない。わが国には 55%¹ の企業に CIO がいるとされているが、その業務は IT 業務管理や IT セキュリティ管理が中心であり、企業の開示情報には及んでいない。また、情報開示方針については、株主・投資家を対象とした情報管理が中心であり、企業情報の認識がまだ財務情報中心であり、非財務情報の取扱いはいくつかの課題となっているように思える。

本稿においては、これまで筆者が長年監査実務に携わり経験した保証業務に基づいて、企業情報とその信頼性の在り方、問題点、課題などについて述べてみたい。また最近、統合報告についても話題となっており、この点に関して保証業務との関連性について考えてみたい。

2. 企業情報開示の背景の変化

企業の経営情報の関係者は、情報を開示して資金調達などの経営目標達成のための活動を行う経営者、その情報を利用して企業に資金を提供する投資家、そして両者の間に介在し、保証業務を通じて情報の信頼を高める監査人の 3 者がいる²。ただし、ここでの投資家とは、証券市場で取引される株式や社債などに投資する者をいうが、今日、財務情報等を利用する層は広がり、投資家の他に、債権者（金融機関）、従業員、顧客、仕入先、得意先、地域社会、行政機関など多様な利害関係者が含まれる。従って、経営者は、これまで、投資家などの狭い範囲の利害関係者に対してその目的を果たすために必要な経営情報（主として財務情報）を開示することが責務であったが、現在は広範なステークホルダーに対して必要な情報を開示することが期待されている。また、1980 年代から、英国におけるサッチャー政権の経済政策の影響によって引き起こされた失業問題で、企業が自主的に社会的措置を導入することから始まり EU に広がった CSR（Corporate Social Responsibility）の考え方³がわが国の企業にも浸透し、経営の目的が経済領域だけではなく、環境や社会へと広がったこともステーク

クホルダーとの関係重視につながってきている。さらに米国では、フリーマン（R. Edward Freeman）らは、複数価値が経済活動の基盤を構成し機能するとして、企業の経営目的がどのようなものであろうとも、経営者はステークホルダー志向の経営を目指し、ステークホルダーの価値の創造と維持に努める必要がある、と説いている⁴。そのためには、企業はステークホルダーの関心事について十分に認識し、行動してそれに応えていかねばならない。企業の情報公開が多様化するだけでなく、経営志向そのものがこのように多様化してきている。

わが国においても CSR やステークホルダー重視の経営はすでに始まっている。経済同友会は 21 世紀宣言において、「市場は、価格形成機能を媒介として資源配分を効率的に進めるメカニズムを備えているが、社会の変化に伴い市場参加者が『経済性』に加えて『社会性』『人間性』を重視する価値観を体現するようになれば、それを反映して市場の機能もより磨きのかかったものとなるダイナミズムを内包しており、市場は社会の変化と表裏一体となって進化するものである。」と述べた⁵。その後の金融危機と企業の CSR 活動の停滞にあたり、経済同友会は、従来の CSR は利益を社会に還元する社会貢献的な取り組みや、法令遵守といった義務的、免罪符的な取り組みの印象が強く、次のような戦略的 CSR を提唱した。経営者は「資本市場（株主）」のみに眼を向けると、過度な短期利益追求を招き、社会のニーズや価値観との間に乖離が生まれる。しかし、企業は「存続」のために利益を上げる必要があり、「資本市場（株主）」は企業経営を映す重要な鏡の一つである。しかし、それはある一面しか映さない鏡であり、ここ数年それを重視してきたことが、金融危機や日本の雇用、格差問題などの一因になった。従って、今後、「資本市場（株主）」に加えて、「従業員（雇用）」、「社会」に重きを置く三面を見ていくことが必要であると報告している⁶。

監査をする立場としてもこのような状況は早くから認識されてきている。米国では、1994 年米国公認会計士協会が公表した「ジェンキンス報告書」⁷は、企業の事業報告における非財務情報が果たす役割について述べている。利用者が事業報告を利用する理由は、調査によると多様であり、例えば、投資家は投資意思決定に役立てるため、債権者は与信意思決定に役立てるため、経営者は経営についての意思決定に役立てるため、従業員は給与方針、給与支払能力の理解のため、競争相手は競争上の長所と短所・企業戦略の評価に役立てるため、規制当局は規制の遵守などの評価に役立てるためなどである。これらのニーズを識別した結果、利用者が必要とする情報について企業は配慮しなければならない。成功をおさめた企業は、製品やサービスの特性を顧客のニーズに合わせているのと同様に、事業報告の提供も、このような行動をとるべきとしている。

以上のように、経営のあり方に対する社会の変化が企業情報に対するニーズに影響し、経営者の意識を変化させてきている。

3. 非財務情報の意義

(1) 非財務情報の内容

非財務情報とは、字義のとおり財務情報以外の情報を意味し、その内容や範囲は特定されていない。一般的には、非財務情報は財務諸表本体（及び注記等）で表されていない情報としてとらえられる。

また、ひとつの定義として、貨幣的測定値をもつ情報が財務情報であり、貨幣的測定値によらない情報が非財務情報であるとすることもできる⁸。従って、非財務情報は物量的測定値や記述情報のような定性的な情報からなるものと考えられる。また、非財務情報の内容を具体的に例示している報告もあり、そこでは非財務情報は、「財務報告（有価証券報告書やアニュアルレポート）の中の財務諸表以外の情報、ESG 情報（CSR 報告書および内部統制報告書で開示されている環境、社会、コーポレート・ガバナンスに関連する情報）、知的財産報告書などその他の報告書で開示している非財務情報、経営理念・経営ビジョンや中期経営計画といった経営の方針に関する情報」と定義している⁹。また、ハーバードビジネススクール名誉教授のロバート・エクレスらの「ワンレポート」では、非財務情報を次の3つに限定して述べている¹⁰。

- ① 無形の経営資源
- ② KPI（key performance indicator 主要業績評価指標）
- ③ ESG 測定値（Environment・Society・Governance）

KPI は、企業の業績評価などの際に用いられる指標であり、従来から当期純損益、総資産額、1株当たり当期純損益、1株当たり純資産額などが利用されてきた。イギリス 2006 年会社法において、報告が義務付けられている取締役のビジネス・レビューには、財務・非財務 KPI を記載することを規定しているが、そこでは、KPI は会社の事業の進捗、業績、位置が効果的に測定できるように関係付けられた因子であると規定している¹¹。さらにイギリス会計基準審議会の OFR 意見書の定義によれば、事業の経過、業績、現況を効果的に計測できるような因子であって、会社の重要な成功要因を反映し、目的達成度を表す定量的指標をいう、とされている¹²。これまで企業等の事業活動に係る外部報告は財務報告が主であったが、今後、多様なステークホルダーのニーズに応えるために、CSR 活動などの非財務情報に関する KPI が開示することが必要と考えられる。この点に関して、日本公認会計士協会から KPI の選択とその開示についての研究資料が公表されている¹³。

IASB（国際会計基準審議会）は、財務報告の概念の開発のために FASB との最初の共同プロジェクトとして、2006 年 7 月にディスカッション・ペーパー「改善された財務報告に関する概念フレームワークに関するとの備見解、財務報告の目的と意思決定に有用な財務報告情報の質的特性」を公表し¹⁴、その中で、非財務情報の必要性を述べている。すなわち、財務報告のすべてに適する目的は財務諸表だけではなく、財務情報も非財務情報もある種のタイプの情報が、伝統的な財務諸表以外の方法によって報告されたほうが良い場合があるとして、例をあげ、アニュアルレポート、目論見書、監督官庁に提出される報告書などは、財務諸表、財務情報、非財務情報を含んだ報告書の典型であり、ニュースリリース、経営者の予測、計画、期待についての説明、社会や環境に対する影響の説明は財務諸表以外の財務情報や非財務情報を提供する報告書の例であるとしている¹⁵。

（2）財務情報の内容

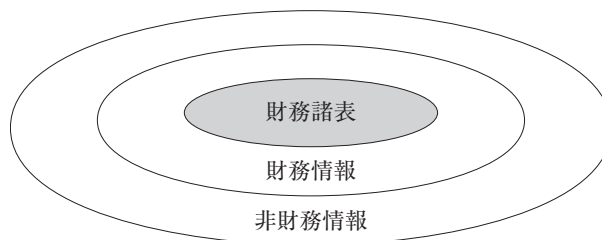
財務情報は、一般的には財務諸表とその関連情報を指し、わが国会社法において具体的に貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、附属明細書があげられている（会社法第 432

条2項)。また、金融商品取引法においても、財務諸表として連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結附属明細表があげられている（金融商品取引法第24条の4の4、財務諸表等規則第1条）。これらは、財務情報の内、法定されているもので、財務情報としてはこれら以外の任意の会計情報も含まれる。このように財務情報は法律に基づく開示制度として規定されているところにその特色を有することが分かる。その理由は、投資家が企業の経営判断や将来予測のために必要とする企業情報を統一的な会計・財務情報として提供するためには、企業に対してある程度の法的強制力が必要とされるからである。言い換えると投資家と経営者の間に存在する情報の非対称性を緩和するために財務情報の開示を促進させる必要がある。このことは、金融商品取引法が目的とする資本市場の十全な発揮による国民経済の健全な発展と投資者の保護（金融商品取引法第1条）のために必要とされる。

以上のように、財務情報は具体的に内容が規定されており、法定のもの以外にも任意の情報もあり、単純に上記の財務諸表のみが財務情報であるとはいえない。また、法的な情報であっても有価証券報告書の記載内容のように、財務諸表と関連する情報、例えば、企業の概況（主要な経営指標等の推移、沿革、事業の内容、従業員の状況など）や事業の状況（業績の概要、生産・受注・販売の状況、事業等のリスク、経営上の重要な契約、研究開発活動など）など（金融商品取引法第24条、企業内容等の開示に関する内閣府令）は、財務情報と非財務情報が混在しているものと考えられる。

これらの企業情報の関係を図示すると次のようになる（図表1）。

（図表 1）企業情報の区分



また、企業情報は法定と任意のものがあり、厳密に区分することは難しい項目もあるがわが国の具体的内容を表にまとめると次のようになる（図表2）。

(図表 2) 企業情報の分類

	法規定情報	任意情報
財務情報	・財務諸表 ・決算短信／四半期決算短信（注1）	・IR 報告 ・財務記述情報
非財務情報	・事業リスク情報（注2） ・コーポレート・ガバナンス情報（注3） ・内部統制報告 ・環境報告（注4） ・適時開示（注5）	・環境・CSR 報告 ・知的資産経営報告 ・情報セキュリティ報告 ・PR 情報、商品・製品情報 ・会社案内等

（注1）東京証券取引所上場規程第404条

（注2）企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式

（注3）コーポレート・ガバナンス報告書は、上場会社に作成・公表が義務付けられている。（東京証券取引所 有価証券上場規程第204条12項1号）

（注4）独立行政法人等のうち特定事業者は環境報告書の作成・公表が義務づけられている。（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 第9条）

（注5）有価証券の投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営又は業績等に関する情報は直ちにその内容を開示しなければならない。（東京証券取引所上場規程第402条）

4. 企業情報の統合報告化の動き

(1) 統合報告の意味

以上のように、今日企業情報については多くの種類の報告がなされているが、このような報告を戦略的目的のために統合して報告しようとする試みが行われている。2010年8月に民間企業、投資家、会計士団体、行政機関などにより設立されたIIRC（International Integrated Reporting Committee 国際統合報告委員会）は、企業の財務報告と環境的側面、社会的側面、ガバナンス報告などを統合し、一貫性のある様式として企業情報を開示するための国際的な報告フレームワークのディスカッション・ペーパーを公表した¹⁶。そこにおいては、この統合報告の必要性について、次のように説明している。これまで企業情報は各部署において別々に展開・報告されてきており、企業の戦略、ガバナンス、事業運営、財務と非財務の相互関係などが明らかにされてこなかった。また、市場、規制当局、市民社会から広範な情報が求められるようになってきたため、このような複雑さが増す状況に対応しつつ、将来的な報告の発展を支えることのできるフレームワークが必要とされる。統合報告は単に、企業情報を一本化したものではなく、組織の戦略、ガバナンス、業績及び見通しについての重要な情報をまとめ、報告することであり、その報告によってステークホルダーは、組織がどのように受託責任（スチュワードシップ）を实践するか、組織が現在及び将来に渡ってどのように価値を創造・維持するかに関して、理解することができる。このため、統合報告は、戦略的焦点、情報の結合性、将来志向、反応性とステークホルダーの包含性、簡潔性・信頼性及び重要性の5つの基本原則が統合報告書の作成を支える、としている。

しかし、財務情報と非財務情報を有機的にまとめて統合化した情報として報告しようとする試みは有意義なことではあるが、簡単なことではない。前述した法規定情報と任意情報をどのように融和させていくのか、また多様なステークホルダーの要求にすべて応えていくと、統合報告の元にさらに詳

細な報告が付属し、階層的な報告制度に陥る可能性もあろう。

東京証券取引所は、平成 24 年 11 月の IIRC ラウンドテーブルにおいて、長期的な企業価値創造を実現するための金融市場、企業報告のあり方について議論を交わし、その考え方を次のようにホームページで公表している。

- ・企業報告は、過去の財務結果の説明に焦点を当てすぎている。
- ・経営の価値や創造性について、戦略的かつ簡潔な報告が求められる。
- ・企業内の統合的な思考（Integrated Thinking）が特に重要であり、これに基づく経営を導くことができれば、統合報告の便益は大きい。
- ・統合報告が本当に経営に便益をもたらすものかどうか、慎重な検証が必要である。
- ・統合報告フレームワークは概念的であり、企業報告の変革は市場主導で達成されるべきものであり、実務のイノベーションを基礎とした具体化が必要である¹⁷。

金融市場を直接運営し管理する東証としては、上場会社に影響の大きい統合報告に関しては、その便益とコストについて慎重に見極めたいという意向が伺える。

現在の報告と統合報告との違いをまとめると以下のとおりになり、その違いが理解できる（図表3）。

（図表 3）伝統的報告と統合報告の比較

	伝統的報告	統合報告
思考	分離／孤立的思考	統合／総合的思考
受託責任	財務的資本	組織のすべての資本
焦点	過去の財務	過去と将来、結合的、戦略的
時間軸	短期	短期、中期及び長期
信頼	狭い開示／規制開示	広範囲のより高い透明性
適応性	コンプライアンス重視	個々の状況に対応／原則主義
簡潔性	長文かつ複雑	簡潔かつ重要

（「統合報告に向けて 21 世紀における価値の伝達統合報告（IR）」日本公認会計士協会 2011 年仮訳より作成）

（2）統合報告の効用

統合報告の導入による効用は、企業が潜在的に持つ企業価値や将来にわたり創造する価値を投資家やその他のステークホルダーに対して的確に伝えることにより、ステークホルダーからの信頼性と対応力の構築に不可欠な、透明性と説明責任を高めることである。これは、外部効用ということができる。また、企業内部の効用も考えられる。すなわち、統合報告では、伝統的な報告よりも広範な業績の説明を行うことになる。組織における様々な人的・物的な資源とそれらの関係の利用と依存、アクセスについて見直しが始まり可視化が促進する。これが内部効用である。IIRC が 2012 年パイロット・プログラム参加企業から得た知見をまとめたレポート「変革の理解：統合報告のためのビジネスケースの構築」¹⁸によると、統合報告の導入は、内部組織改革が推進されるとする。すなわち、統合報告

の作成は会社の各部門の協力や連携を必要とするが、この作業を行うに当たり各部門やチームの関係が深まり、財務部門と非財務部門の結合が促進し、ビジネスの基本となる機能に長期的な事業継続の考え方が組み込まれる効果があるとする。さらに、これまで ESG (Environmental・Social・Governance) 項目を各部門で個別に捉えていたのを全社的に、統合的に企業価値と関連付けて捉えることができるようになる、と述べている。これは、ISO9000 (品質管理) や ISO14000 (環境管理) などの統一的基準を導入する時の効果と同じで、すべての組織の従業員がひとつの新しい目標に向かって業務の見直しをするため、その組織や活動の問題点がクリアになり、それぞれの部門やチームの業務を相互に理解をすることができるようになる。さらに統合報告の作成は、内部業務プロセスの改善に結びつくとする。企業はそれぞれの部門で多くの管理・報告データを作成しており、非財務情報の使用が企業内部の状況をクリアにし、経営管理をより強固にし、ステークホルダーに対してより利用しやすい情報を提供し、情報の重複化が避けられるなどの効果を述べている。このような内部効用を得るためには、トップマネジメントの強力なリーダーシップと各部署の十分な理解のもとで統合報告の導入をすることが必要である。

(3) 統合報告の背景

このような、企業情報の統合化は民間だけではなく政府の動きとしても大きく進んできている。欧州連合 (EU) では、欧州委員会 (EC) が 2003 年の会計法現代化指令 (DIRECTIVE 2003) の中で、年次報告書には会社の財務的側面に限定されるべきではなく、会社の事業状態の発展と業績に関するバランスの取れた包括的な分析がなされなければならないとし、この分析には、環境や従業員に関する情報を含む非財務的な主要業績評価指標 (non-financial key performance indicators) を含めるものとするとした¹⁹。この指令は、EU が 2005 年 1 月から上場会社の連結財務諸表に対して国際財務報告基準 (IFRS) の適用を義務づけることになり、これまでの指令と IFRS の整合性を保つために出されたものであるが、その本質は、単に会計報告の問題ではなく、その背景に EU の成長戦略があり、その戦略の一つとして CSR 概念が推し進められてきた。すなわち、EU は、CSR を経済成長戦略の一環として位置づけている。2000 年 3 月の EU リスボンサミットで、EU は 2010 年までに世界で最も競争力のある経済圏とする目標 (より多くのより良い仕事とより強力な社会結合による持続可能な経済発展により、世界でもっとも競争力の高いダイナミックな知識集約型経済を実現する。) を実現するための手段とした²⁰。筆者は、2002 年にロンドンのアーサーアンダーセンを訪問した時、この EU の CSR 戦略とコンサルティングの説明を受けたが、このような考え方が日本で受け入れられるのか疑問に思ったが、今日 CSR は当たり前前の経営方針としてわが国に浸透しつつある。

このような EU の会計法現代化指令により、英国では、2006 年会社法²¹において、小規模会社を除いて取締役は、取締役報告書 (directors' report) を毎年開示しなければならず (第 415 条)²²、そこにおいて事業の概況を説明することを目的とするビジネス・レビュー (business review) の開示 (第 417 条 1 項) が求められ²³、さらに上場会社については、会社の事業が環境側面に与える影響を含む環境項目、従業員、社会・地域社会に関する項目の情報開示 (第 417 条 5 項 b)²⁴ が求められる

こととなった。

このようなイギリスの非財務情報（CSR 情報）の開示制度は、世界で初めて CSR 担当大臣まで置き EU の中でも早くから CSR を国の戦略として明確に打ち出したことと関係している。2000 年 3 月、トニー・ブレア（Tony Blair）首相はキム・ハウエルズ（Kim Howells）を貿易産業省大臣（the Department of Trade & Industry, DTI）²⁵ 兼 CSR 担当大臣に任命した。その後、2002 年 5 月担当大臣はスティファン・ティムス（Stephen Timms）²⁶ に変わり、ティムス大臣は 2004 年 5 月英国政府の CSR の役割について、CSR 政策報告書²⁷ を公表した。この報告書において、英国政府のなすべきこととして、将来の方向性、政府責任の持続可能な発展に対するフレームワーク、将来の優先事項などが盛り込まれており、ティムス大臣は、この報告書の冒頭で CSR には多くの定義があるが、CSR ビジネスにどのように取り入れることができるか話し合いが必要があり、それは利他主義（altruism）について話すわけではなく、CSR はより広い社会のために、また長期的なビジネスの成功のために良いことである、と述べている。

（4）統合報告の現状

IIRC は、統合報告の基礎となるコンセプトと原則の実践を行うため、2011 年から 2014 年まで 23 カ国の様々な業種から 75 社以上の企業が参加したパイロット・プログラム企業ネットワークを設立した。このプログラムの参加企業は、ノバルティス、ボルボグループ、ダノン、SAP、マイクロソフト、コカコーラなど世界のトップ企業であり、KPMG International、PWC NV、Deloitte Netherlands、EY Nederland LLP などの国際的会計事務所も参加している。参加企業は、現状では統合報告に向けて異なるステージにいるが、参加企業間での情報交換、専門家からの情報提供など様々なアプローチを通じて、統合報告作成に向けてスタートした²⁸。今後、ベストプラクティスとしての統合報告が公表される予定である。

KPMG は、フォーチュン・グローバル 500 社の中から 250 社（G250 社）と 34 カ国の売上高上位 100 社（N100 社）の CSR・サステナビリティ報告書、年次報告書（2010 年～2011 年次報告書発行）を分析して、CSR 情報の調査結果を報告している²⁹。この報告書によれば、G250 社のうち 27% 及び N100 社の 20% が取締役報告書又は年次報告書の中で CSR を記載している。しかし、この中の多くの会社が財務報告の中に CSR 情報を完全に統合するのではなく、情報を結合して一つの文章にしているにすぎなく、このような方法は、統合報告というよりは、結合報告と呼ぶ方が適切であると述べている。KPMG は、統合報告の最終的な姿は、財務報告と CSR 報告を組み合わせ、企業価値に影響を与える要素に関するパフォーマンスを企業戦略に照らして統合的に報告するものであり、現在の報告状況は発展途上と考えている。また、統合報告を行う動機として、CSR の本業への統合を挙げている会社が 48% と最も多く、次に評判又はブランド（18%）、イノベーションと学習（15%）、リーダーシップ（12%）、資本調達又は株主価値の向上（12%）などを挙げている。

5. 非財務情報の信頼性について

(1) 信頼性に向けた取組み

信頼性を確保する取組みとしては、企業内部における取組みと外部の専門家等による検証システムが考えられる。企業内部における取組みとしては、報告書の作成に使用される情報およびプロセスを検証可能な方法で、かつ情報の品質および重要性を確立するような方法で収集、記録、編集、分析して開示する方法が考えられる。報告書中の情報及びデータは、財務情報における内部統制システムと同様のシステムの中に組み込まれて信頼性を確保するようにすべきである。従って、非財務情報システムの設計にあたり、内部統制の仕組みと当該システムが外部の保証プロセスの一環として検証される準備が必要である。さらに、グローバルに認知された客観的な基準に準拠することも、情報やプロセスの信頼性を高めるのに役立つ。例えば、環境情報に関しては、国際標準化機構（ISO）の規格である14000シリーズが要求する環境マネジメントシステムを導入し、審査登録を受けるとか、組織の社会的責任をまとめたISO 26000（Guidance on social responsibility「社会的責任に関する手引」）³⁰を導入するなどの取組みが考えられよう。

さらに、コーポレート・ガバナンスの構成要素である内部監査制度の構築も非財務情報の信頼性を高めることに役立つ。この点、日本内部監査協会が制定した内部監査基準³¹は、組織体がその経営目標を効果的に達成するためには、経営管理体制の確立、事業活動効率的推進、従業員等の規律保持・士気の高揚を基とした社会的な信頼性の確保が必要であり、内部監査による検討・評価・助言・勧告の手続が必要であると規定している。内部監査基準における監査対象は、財務情報と非財務情報をその範囲としている。従って、内部監査の果たす機能として、ビジネス・リスク、内部統制システム、情報システム等の改善・促進をあげている。さらに地球環境の保全に向けて、その対応状況や管理状況の改善を図ることにより効果的な環境管理・審査システムの構築ないし確立を促進できるとしている。

(2) 外部保証制度

国際会計士連盟（IFAC）は、国際監査基準（ISA）として保証業務基準（ISAE3000）³²を公表し、「保証業務（Assurance Engagements）」の内容を明らかにした。また、わが国においても、2004年に企業会計審議会から保証業務の概念的枠組み³³が公表され、わが国における保証業務の内容が明らかになった。この保証業務が注目されるようになったのは、非財務情報の開示とその信頼性の確保に対する社会からの期待が高まり、その信頼性の確保に関して費用対効果の観点から、監査の水準には至らないが一定の信頼性が確保できる業務、いわゆるレビュー業務³⁴が始まったこと、また、非財務情報である内部統制報告書が公表されるようになり、その監査も開始されたことなどによるものである。このように公認会計士の行う業務範囲は拡大し、多様なものとなってきているため、従来の監査やレビューなどを含めた包括的な概念として保証業務を明らかにする必要性が生じた。なお、わが国の保証業務の概念はIFACが公表している保証業務基準と整合性が取られている。

保証業務の概念的枠組みを簡単に述べると、保証業務は、「主題（a subject matter）に責任を負う

ものが一定の規準（criteria）によって当該主題を評価または測定した結果を表明する情報（subject matter information）について、または当該主題それ自体について、それらに対する想定利用者（intended users）の信頼の程度を高めるために、業務実施者が自ら入手した証拠（evidence）に基づき基準に照らして判断した結果を結論として報告（assurance report）する業務をいう。」と定義される。ここで言う主題とは、監査するとかそういう行為そのものを意味する。保証業務はまず、三者関係（a three party relationship）が要件になっており、保証人（practitioners）、情報発信者（responsible party）、情報を利用する人（intended users）からなる。この3つ要素（elements）が必須の要件である。保証業務は監査の上位概念という位置付けであり、この保証業務の範疇に法定の財務諸表監査、内部統制監査、レビュー業務などが含まれる。コンサルティング業務は、会社とコンサルティングを行う人との二者間のみの関係であるので保証業務ではないということになる。経済取引に保証業務が関与しないと、例えば、情報利用者は発信者に対してガバナンスの強化を要求したり、取引をためらったりしたりする。また、リスクも高くなり、リスク料もかかることになる。このため、第三者がこの保証業務を行うことによって経済取引がより少ないコストで効率的かつスムーズに行われる。多くの経済取引に対してこの保証業務が関与すべきだということがいえる。

なお、この概念的枠組みは、「監査基準」のように、特定の保証業務を前提として適用されることを意図したものではないので、財務諸表監査や四半期財務諸表のレビューなど個々の保証業務に関する規準は、別に作られることになる。例えば、財務諸表監査については「監査基準」が、四半期財務諸表レビューについては「四半期レビュー基準」が制定されている。非財務情報（CSR 情報）の保証業務の規準については、事業体の社会的責任への対応の状況を適切にステークホルダーに伝えるには、一定のルール（規準）が必要となる。この規準は、次のような一般的要件すべてを備えている必要がある³⁵。

- ① 目的適合性（Relevance）ステークホルダーの意思決定に役立つ結論を導くのに資するものであること。
- ② 完全性（Completeness）CSR 情報の要素である経済、環境、社会に関連する項目が網羅されていること。
- ③ 信頼性（Reliability）主題の評価または測定を合理的にかつ首尾一貫して行うことができる信頼性のあるものであること。
- ④ 中立性（Neutrality）偏向のない結論を導くために中立的であること。
- ⑤ 理解可能性（Understandability）明瞭かつ総合的な結論を導けるもので、著しく異なる解釈をもたらすことなく、審査業務を構成する当事者にとって理解可能であること。

以上の要件を満たす規準は、法令のほか、公正かつ透明性のある適切な手続を通じて権威ある機関によって公表されている「環境報告ガイドライン（環境省）³⁶」、「サステナビリティ・レポート・ガイドライン（GRI）³⁷」、「ISO 26000 Guidance for social responsibility」などがある。環境省は、環境報告書の第三者による保証業務の場合、この環境報告ガイドラインが適切な判断規準（クライテリア）になるものと表明している。また、上記以外の設定された規準を採用することも可能であるが、

審査人は、その規準が一般的要件のすべてを備えているか十分に検討し、審査報告書がステークホルダーの誤解を招くことにならないように、また、ステークホルダーが規準を利用可能であることを確認する必要がある。

(2) 保証業務の現状

財務情報については、監査法人等による外部監査が強制されており、さらに財務報告の信頼性を保つために、内部統制の整備を強制し、経営者が提出する内部統制報告書にも同一監査人による外部監査が規定されているが、非財務情報についても何らかの情報の信頼性に向けた制度の整備が必要と思われるが、現状では規定はない。ただし、2004年に環境配慮促進法が制定され、独立行政法人や国立大学法人等の特定事業者（2010年4月現在94事業者）は、環境報告書の作成・公表が義務づけられている³⁸。また、同法において、民間の大企業は、事業活動に係る環境配慮等の状況について環境報告書により公表するように努め、環境報告書や環境配慮等の状況に関する情報の信頼性を高めるように努めるもの、と規定された。ここに、「情報の信頼性を高める」ことは、ISO 14000などの認証や第三者による保証業務などを指すものと思われる³⁹。

前述のKPMGの報告書によると、CSR情報の開示についてはほとんど規制がなく、CSR報告において過年度数値の修正がかなり一般的に行われるとしている。過年度修正を行った企業は、G250社のうち3分の1、N100社の20%強となっている。過年度数値の内容は、報告範囲の変更や推計方法の改善のためであり、また誤謬や脱漏を原因とする企業もみられた。過年度修正を行った企業は第三者保証を受けている企業の方の比率が高くなっており、第三者保証の意義が見いだせる。CSR報告に対して第三者保証を受けている会社は、G250社では46%、N100社では38%となっている。これらの割合は、2002年の調査時点から増えてきているが、報告書は、「第三者保証を受けていない企業はCSR情報を財務情報ほど重要とは捉えていないというメッセージを発信している。」とまで言い切っている。

(3) リスク情報と保証業務

今日、経営を取り巻くリスクは急激に拡大・複雑化しており、リスク・マネジメントが経営管理の必須のツールとなってきた。また、財務や経営成績は問題なく向上しているが、コンプライアンス違反等による企業不祥事により、大幅な経営悪化や破たんに至る企業も多く現れている。例えば、2005年に独禁法違反とされた橋梁談合事件において幹事会社の大手橋梁メーカーは、行政・刑事等の課徴金と受注減による操業度損失などが100億円に達した。2007年の大手建材メーカーの住宅向け耐火性能偽装事件では、2008年3月期の決算において、製品の取替・改修に要する費用300億円と製造設備の減損損失23億円が発生し、その結果119億円の赤字となった。また、2008年東証2部上場の不動産会社は抜群の財務状況であったが都心のビル地上げに絡み、弁護士法違反に問われた業者との関係が明るみに出て、資金調達や不動産売却が困難になり、あっという間に破綻した。

このように企業リスクは、企業の持続性に関して、大変大きな影響を与える要素であり、そのため

有価証券報告書に、財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること、とされている⁴⁰。なお、これらの項目は監査対象とはされていない。また、例示から判断して、近年のリスクを広義に解釈する立場もとっていない⁴¹。これらのリスク情報開示の規準についても大変困難な要素が存在する。すなわち、前述した規準の一般的要件である目的適合性、完全性、信頼性、中立性、理解可能性などをどのようにして確立・確認するのか。特に、完全性に関しては、経営者自身も認識していない要素も多く潜在化するリスクの可能性も高い。

企業リスクに対する保証業務の試案も検討されている。すなわち、開示すべく企業リスクを経営プロセスと関連付けて分類・列挙して、これらのリスクに対して、包括的あるいは個別的に保証を与えようとする考えである⁴²。そこにおいては、保証業務主題の範囲をリスク情報の規準の準拠性のみとするのか、さらに企業の財政状態等に対するリスク評価、経営への影響にまで及ぶのか、検討課題としている。

企業リスクは、その内容の提供で完結するものではなく、企業の経営にいかに影響するかの情報を提供することが本来の目的であり、その内容は市場リスク、信用リスク、財務報告リスク、技術・製品リスク、人的要因リスク、自然要因リスク、情報システムリスク、業務リスク、レピュテーションリスク、コンプライアンスリスクなど非常に多くの種類が存在し、経営リスク報告書のような形で経営と関連づけて報告し、その内容の信頼性も保証されなければならないと考える。

6. おわりに

今後、企業情報はますます増加し複雑化、高度化してくる。また、ステークホルダーからの開示要求も強まってくる。このような状況で検討されなければならない重要な要素は非財務情報であり、また財務情報と非財務情報の関係をどのように開示するのか、すなわち、統合報告のような概念によるものか、あるいは別な形式によるものか、今後の研究と実務の進展を待つことになるだろう。また、企業情報の信頼性に関して、今年3月に企業会計審議会監査部会より「監査における不正リスク対応基準」が公表された。現行の監査基準では、最近の不正会計事例に対しては、適切な対応が取れないとのことで、不正リスク3要因（動機・プレッシャー、機会、姿勢・正当化）を具体的に例示して、監査手続を公表した⁴³。しかし、この基準は、監査人が監査対象とする財務諸表における重要な虚偽の表示の原因となる不正について取り扱うもので、取り扱うものは財務情報に関連する不正であり、経営全般に係わる不正情報そのものを扱うわけではない。また、財務諸表監査の目的そのものに不正摘発を加えるものでもないし、監査報告書に不正リスクを記載することを要請していない。

今後、統合報告のような形で企業情報が公表される場合、現在の法規制では、財務情報のみが監査によって信頼性を保つ制度になっており、非財務情報については規制がなく、統合報告全体の信頼性をどのように保つかが課題となる。IIRCのディスカッション・ペーパーにおいても、統合報告の信

頼性についての必要性は認識しており、ステークホルダーは企業内部における信頼性確保の取組みの他に外部の専門家等による独立した保証の対象となるよう望むことになると思料しているが、現時点では、保証業務そのものの規定はなく、今後保証を支援する新たな技術、基準及び報告メカニズムの開発が必要であると述べている。統合報告が普及してきても外部の保証は、従来通り財務情報が中心となり、非財務情報は保証の範囲外であるとする、非財務情報はあくまでも財務情報の参考資料にすぎないという現行の位置づけからの脱却は難しいものとする。今後、企業情報の統合化と共に、保証業務の統合化も望まれる。

(注)

- 1 「IT 経営力指標」を用いた企業の IT 利活用に関する現状調査報告書 経済産業省 2011
- 2 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」第1章 財務報告の目的〔ディスクロージャー制度における各当事者の役割〕企業会計基準委員会 2006
- 3 “EXECUTIVE SUMMARY 1. An increasing number of European companies are promoting their corporate social responsibility strategies as a response to a variety of social, environmental and economic pressures. They aim to send a signal to the various stakeholders with whom they interact: employees, shareholders, investors, consumers, public authorities and NGOs. In doing so, companies are investing in their future and they expect that the voluntary commitment they adopt will help to increase their profitability.” Promoting a European framework for corporate social responsibility Green Paper European Commission Directorate-General for Employment and Social Affairs in July 2001
- 4 「利害関係者志向の経営 (Managing for Stakeholder)」R. E. Freeman 他 中村瑞穂訳者代表 白桃書房 2010
- 5 『21 世紀宣言』経済同友会 2000
- 6 今こそ企業家精神あふれる経営の実践を〜「三面鏡経営」と「5つのジャパン・ニューディール」の推進による「未来価値創造型 CSR」の展開〜 社会的責任経営委員会 経済同友会 2009
- 7 Improving Business Reporting – a Customer Focus, Jenkins Committee report 1991 AICPA, 「AICPA ジェンキンス報告書 1994 年」八田 進二・橋本 尚訳 2002
- 8 「会計測定システムと非財務情報の開示」北村敬子 会計 173 巻 6 号 2008 pp.25
- 9 「企業における非財務情報の開示のあり方に関する調査研究報告書」財団法人企業活力研究所 2012 pp.3
- 10 「ワンレポートー統合報告が開く持続可能な社会と企業」ロバート・エクレス他著、ワンレポート日本語版委員会訳 東洋経済新報社 2012 pp.76
- 11 Companies Act 2006 CHAPTER 46 [8th November 2006] 417 Contents of directors’ report: business review (6)
- 12 Definitions KPIs, ASB, Reporting Statement: Operating and Financial Review, January 2006
- 13 「CSR 情報に関する KPI の選択とその開示ー CSR 情報における KPI マネジメント活用に向けてー」について日本公認会計士協会 経営研究調査会研究資料第 2 号 2007
- 14 Discussion Paper Preliminary Views on an improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-useful Financial Reporting Information 2006
- 15 *Ibid.* Chapter 1: The objective of financial reporting Financial statements and financial reporting
- 16 Discussion Paper “Towards Integrated Reporting –Communicating Value in the 21st Century” IIRC 2011 (日本語仮訳「統合報告に向けて 21 世紀における価値の伝達」日本公認会計士協会)
- 17 東証からのニュース IIRC ラウンドテーブル及び統合報告東京フォーラムが開催されました 2012/11/16 http://www.tse.or.jp/news/09/121116_a.html より要約
- 18 Understanding transformation: Building the business case for Integrated Reporting IIRC 2012

- 19 Article 1 Directive 78/660/EEC is hereby amended as follows: 14. Article 46 shall be amended as follows: (a) paragraph 1 shall be replaced by the following: 1. (a) (b) (c), DIRECTIVE 2003/51/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 18 June 2003
- 20 「進展する企業の社会的責任 (CSR) — EU における戦略的 CSR に学ぶ—」中村義人 AZ Insight Vol.20 2007 pp.31-34
- 21 Companies Act 2006 CHAPTER 46 [8th November 2006]
- 22 *Ibid.* 415 Duty to prepare directors' report (1) The directors of a company must prepare a directors' report for each financial year of the company.
- 23 *Ibid.* 417 Contents of directors' report: business review (1) Unless the company is subject to the small companies' regime, the directors' report must contain a business review.
- 24 *Ibid.* 417 (5) In the case of a quoted company the business review must, to the extent necessary for an understanding of the development, performance or position of the company's business, include— (b) information about— (i) environmental matters (including the impact of the company's business on the environment), (ii) the company's employees, and (iii) social and community issues.
- 25 貿易産業省は、2007 年 7 月ブラウン (James Gordon Brown) 新政権の内閣改造により廃止され、「ビジネス、企業・規制改革省 (Department for Business, Enterprise and Regulatory Reform; BERR)」に変わったが、2009 年 6 月には、「改革・大学・職業技能省 (Department for Innovation, Universities and Skills; DIUS)」と統合して新たな「ビジネス・改革・技術省 (Department for Business, Innovation & Skills; BIS)」が誕生した。その行政内容は、経済成長を目的として、貿易促進、イノベーション促進し、ビジネス生成・促進のための技術・教育投資、さらに消費者保護と規制緩和となった。
- 26 その後、2006 年 5 月にはマーガレット・ホッジ (Margaret Hodge) が担当大臣に就任した。大臣の所管業務は、企業成長、投資、中小企業政策、地方経済、E- コマース、会社法などに加えて CSR が決められている。
- 27 Corporate Social Responsibility A Government update the Department of Trade & Industry First published May 2004 in UK
- 28 「Pilot Programme 2012 Yearbook」IIRC (英文 2012・日本語 2013) IIRC において、プログラム参加者の経験や教訓、ベスト・プラクティス、プログラムの進捗状況を紹介している。
- 29 KPMG 企業責任報告サーベイ 2011
- 30 ISO 国際規格のひとつであり、社会的責任に関する手引 (Guidance on social responsibility) として 2010 年 11 月に発行された。現時点で存在する社会的責任に関する概念をひとつの文書にまとめる方向性を示したもので、グローバルな共通テキストとして位置づけられる。この規格は、ガイダンス規格であり、要求事項を示した認証規格とはなっていない。
- 31 内部監査基準 2004 改訂 PP.2 日本内部監査協会
- 32 ASSURANCE ENGAGEMENTS OTHER THAN AUDITS OR REVIEWS OF HISTORICAL FINANCIAL INFORMATION 3000-3699 International Standards on Assurance Engagements (ISAEs)
- 33 財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書 2004 企業会計審議会
- 34 企業会計審議会 四半期レビュー基準 (2007) では、レビュー業務とは、経営者の作成した四半期財務諸表について、それらの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかったかどうかに関し、結論として表明するものであり、その手続は、質問及び分析的手続等を基本とし、年度の財務諸表監査に比べて限定的な手続からなる。
- 35 CSR 情報審査に関する研究報告 pp.12-13 環境省・日本公認会計士協会 2007
- 36 「環境報告ガイドライン～持続可能な社会をめざして～」2007 環境省
- 37 The Global Reporting Initiative (GRI) (2011) Sustainability Reporting Guidelines G3.1 G3 サステナビリティ レポーティング ガイドライン (日本語版) (2006) Version 3.0
- 38 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 (平成 16 年法律第 77 号) 第 9 条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、事業年度又は営業年度ごとに環境報告書を作成し、これを公表しなければならない。
- 39 同法第 11 条 (環境報告書の公表等)

- 40 企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式（33）事業等のリスク
- 41 2009年の公表された国際標準化機構の規格 ISO 31000 ‘Risk management-Principles and guidelines 2009
では、リスクを「目的に対する不確かさの影響（effect of uncertainty on objectives）」と定義している。
従って、リスクは、経営に対する有利性と不利性の双方の可能性を意味する。
- 42 「財務情報等の監査・保証業務」PP.123-128 内藤文雄 中央経済社 2002
- 43 「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定について」 2013 企業会計審議会監査部
会